

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月

年金の記録によれば、申立期間に係る国民年金保険料が未納となっているが、年度のスタートである 4 月分の保険料を未払のまま、5 月以降の保険料を納付することは考えられない。申立期間の前後を含め、国民年金の保険料は、全て納付していたので、申立期間のみが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 44 年 3 月頃に払い出されたと推定され、申立人は、申立期間を除き、同年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を全て納付（同年 4 月から平成 21 年 2 月まで第 3 号被保険者）している。

また、申立人は、国民年金手帳及び領収証書で納付状況が確認できる昭和 44 年 3 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、申立期間を除き、おおむね納付期限内に納付しているとともに、47 年 4 月から 61 年 3 月まで国民年金に任意加入しており、申立人の年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと考えられることから、1 か月と短期間である申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月21日から同年9月21日まで
B社（現在は、C社）からA社に出向していた申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人の従業員名簿及び複数の同僚の陳述により、申立人はA社及びB社に継続して勤務し（昭和34年9月21日出向先のA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における事業所別被保険者名簿の昭和34年7月の記録から、1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を99万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る賞与明細書の写し及びC健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書の写しにおける賞与額及び厚生年金保険料控除額から、99万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと思われるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、平成13年4月から14年12月までは24万円、15年1月から同年12月までは26万円、16年1月から同年12月までは24万円、17年1月から同年9月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑤までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額を、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は22万2,000円、申立期間④は20万4,000円、申立期間⑤は23万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②から⑤までについて、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月1日から17年10月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月16日
⑤ 平成16年12月17日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額は、当時の給与額と異なり低額となっている。また、申立期間②から⑤までの標準賞

与額は当時の賞与額と異なり低額となっている。それぞれ、給与額及び賞与額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①のうち、平成14年1月から17年9月までにおける標準報酬月額については、B信用金庫C支店から提出された申立人に係る預金取引明細表並びに申立人から提出された15、16、17年分給与所得の源泉徴収票及び平成15、16、17、18年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書において推認できる厚生年金保険料控除額から、14年1月から同年12月までは24万円、15年1月から同年12月までは26万円、16年1月から同年12月までは24万円、17年1月から同年9月までは26万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成13年4月から同年12月までについては、B信用金庫C支店から提出された申立人に係る預金取引明細表により、毎月20万円以上の給与振込額が確認できるところ、当該給与振込額は14年1月から同年12月における給与振込額とほぼ同額であることから、当該期間についても14年と同様に、標準報酬月額24万円に相当する額が支給されていたものと推認できる。

さらに、同僚は、所持する給与明細書により、申立期間①において、給与支給額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成13年4月から同年12月までに係る標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行

っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑤までについて、申立人は当該期間に係る標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人に係る当該期間の標準賞与額については、上記の預金取引明細表等により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は22万2,000円、申立期間④は20万4,000円、申立期間⑤は23万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を申立期間①は18万3,000円、申立期間②は22万5,000円、申立期間③は24万4,000円、申立期間④は24万5,000円、申立期間⑤は23万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立期間⑥のうち、平成17年4月1日から19年7月1日までについて、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 16 日
② 平成 18 年 7 月 14 日
③ 平成 18 年 12 月 15 日
④ 平成 19 年 7 月 13 日
⑤ 平成 19 年 12 月 14 日
⑥ 平成 17 年 4 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①から⑤までの賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。また、申立期間⑥に支給を受けていた報酬月額と比較して、標準報酬月額が低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑤までについては、申立人から提出された所得・税額回答書及び金融機関の預金取引明細表により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は18万3,000円、申立期間②は22万5,000円、申立期間③は24万4,000円、申立期間④は24万5,000円、申立期間⑤は23万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人は、申立期間⑥に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間⑥のうち平成17年4月から19年6月までについての申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、所得・税額回答書及び金融機関の預金取引明細表において推認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、給与明細書、所得・税額回答書及び金融機関の預金取引明細表において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書、所得・税額回答書及び金融機関の預金取引明細表において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑥のうち平成19年7月1日から21年9月1日までの期間については、オンライン記録が前述の所得・税額回答書及び金融機関の預金取引明細表により推認できる厚生年金保険料控除額に基づく標

準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8636

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を7万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日

A社に勤務していた申立期間に係る賞与の記録が無いが、賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B銀行C支店から提出された預金取引履歴明細表により、申立期間にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書及び預金通帳により、当該同僚は、申立人と同日に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上述の預金取引履歴明細表に記載された賞与振込額により推認できる厚生年金保険料控除額から、7万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 9 日

A社に勤務していた申立期間に係る賞与の記録が無いが、賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B銀行C支店から提出された取引明細表により、申立期間にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、申立人と同日に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上述の取引明細表に記載された賞与振込額により推認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和47年2月は9万2,000円、同年3月は8万6,000円、同年4月から同年7月までは9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月5日から同年8月1日まで
厚生労働省の記録によれば、A社B事業所における申立期間の標準報酬月額が5万2,000円になっている。

しかし、保管している申立期間に係る賃金支払明細書では、標準報酬月額9万2,000円に対応した保険料が控除されている。

納得できないので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人から提出された当該期間に係る賃金支払明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、賃金支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和47年2月は9万2,000円、同年3月は8万6,000円、同年4月から同年7月までは9万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としているが、同事業主が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人のA社B事業所における資格取得時（昭和47年2月5日）の標準報酬月額は5万2,000円となっていることが確認できることから、事業主は、賃金支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年2月から同年12月までは44万円、14年1月は41万円、同年2月から同年11月までは44万円、同年12月及び15年1月は41万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は44万円、同年8月及び同年9月は41万円、同年10月は47万円、同年11月は50万円、同年12月は47万円、16年1月は38万円、同年2月は50万円、同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月から同年7月までは50万円、同年8月は47万円、同年9月は56万円、同年10月は47万円、同年11月は50万円、同年12月は53万円、17年1月及び同年2月は47万円、同年3月は44万円、同年4月は53万円、同年5月は38万円、同年6月から同年8月までは50万円、同年9月は41万円、同年10月は53万円、同年11月及び同年12月は44万円、18年1月は41万円、同年2月は47万円、同年3月は50万円、同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月は50万円、同年8月は44万円、同年9月は47万円、同年10月は44万円、同年11月及び同年12月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年2月1日から19年1月1日まで
ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額は26万円になっているが、実際にもらっていた給料は平均して44万円くらいで、同記録と大きく違っている。所持している給与明細書によると厚生年金保険料は26万円に相当する額より多く控除されているので、当該期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立人が所持する給与明細書により、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成13年2月から同年12月までは44万円、14年1月は41万円、同年2月から同年11月までは44万円、同年12月及び15年1月は41万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は44万円、同年8月及び同年9月は41万円、同年10月は47万円、同年11月は50万円、同年12月は47万円、16年1月は38万円、同年2月は50万円、同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月から同年7月までは50万円、同年8月は47万円、同年9月は56万円、同年10月は47万円、同年11月は50万円、同年12月は53万円、17年1月及び同年2月は47万円、同年3月は44万円、同年4月は53万円、同年5月は38万円、同年6月から同年8月までは50万円、同年9月は41万円、同年10月は53万円、同年11月及び同年12月は44万円、18年1月は41万円、同年2月は47万円、同年3月は50万円、同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月は50万円、同年8月は44万円、同年9月は47万円、同年10月は44万円、同年11月及び同年12月は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の台帳等の資料は保存期間経過により破棄しており不明としているが、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 8641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和34年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和55年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和58年2月1日から59年8月1日まで

私は、昭和54年4月にA社に入社し、その後、B社に社名変更や会社の合併などはあったが、63年9月にC社（現在は、D社）を退職するまで継続して勤務していた。厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び②が空白期間になっている。間違いなく勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び同期入社と同僚の供述から、申立人は、当該期間において、A社又はB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が、申立期間①において同社の業務内容に変化は無く、継続して勤務していたとし、厚生年金保険料は、当該期間において控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的

に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本により申立期間①において事業所名及び所在地の変更が無いことが確認できる上、上述のとおり、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、複数の同僚が当該期間において継続して勤務していたと供述していることから、同社は当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、D社が保管していた昭和58年6月21日、同年7月1日、59年3月21日及び同年7月21日付け「C社社員名簿」には、申立人はパートである旨の記載がある上、申立人の上司及び給与担当者は、「申立人は、当時体調を崩して、正社員からパート社員になったような記憶がある。」と供述している。

また、申立人と同様にC社に係るオンライン記録において、資格の取得及び喪失記録がそれぞれ2回ある同僚に照会したところ、回答のあった同僚は、「厚生年金保険の記録が無い期間も勤務していたが、パートだったから厚生年金保険に加入していないと思う。」と供述している。

さらに、D社は、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間②は24万円、申立期間③は20万円、申立期間④は23万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から17年9月1日まで
② 平成16年7月23日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年7月25日

A社に係る厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額については、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている。また、申立期間②及び③の標準賞与額の記録がなく、申立期間④は標準賞与額が実際に支給されていた額よりも低くなっている。

申立期間の給与支払明細書及び賞与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成 16 年 4 月 1 日から 17 年 8 月 1 日までの期間について、申立人から提出された給与支払明細書により、当該期間の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも 24 万円であり、オンライン記録における標準報酬月額である 20 万円を上回っていることが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成 17 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、申立人は給与支払明細書を所持していないが、申立人の金融機関の取引明細表から確認できる給与振込額は、その前月と同額となっており、前月分の給与支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、当該期間の標準報酬月額については、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は所在不明のため回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②から④までについて、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書、金融機関の取引明細表及び平成 16 年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は当該期間において、賞与の支給を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を申立期間②は 24 万円、申立期間③は 20 万円、申立期間④は 23 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立期間②から④までの賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は所在不明のため回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8646

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の A 社における申立期間に係る標準賞与額を 32 万 4,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 20 日

年金事務所からの通知により、A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る平成 15 年の「個人別賃金台帳」及び C 健康保険組合から提出された申立人に係る「適用台帳」の賞与記録により、申立人は 15 年 6 月 20 日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、事業主の回答及びオンライン記録により、平成 14 年 9 月 18 日から 15 年 7 月 22 日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

さらに、上記免除に係る申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定により時効によって徴収権が消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記個人別賃金台帳及び適用台帳における賞与額から、32 万 4,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 34 万 9,000 円、申立期間②は 35 万 2,000 円、申立期間③は 30 万 9,000 円、申立期間④は 28 万 5,000 円、申立期間⑤は 29 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 24 日
② 平成 15 年 12 月 12 日
③ 平成 16 年 7 月 6 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間については、賞与支給額のうち、10 万円は現金で受け取り、残りは金融機関への振込みであったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①から⑤までに係る B 銀行 C 支店の預金取引明細表、A 社の回答、同僚から提出された賞与明細書及び当該事業所が所持していた当該同僚の平成 15 年から 17 年までの賃金台帳一覧から判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤については、D 税務署から提供された申立人の「平成 17 年分の所得税の確定申告書」の関連資料において、A 社における平成 17 年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）が確認で

き、源泉徴収票の「社会保険料等の金額」から、当該期間において申立人に支払われた賞与額は、金融機関への振込額のほかに現金で 10 万円が支払われたものと認められる。

したがって、申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記同僚の賞与明細書、申立人の預金取引明細表及び源泉徴収票から、申立期間①は 34 万 9,000 円、申立期間②は 35 万 2,000 円、申立期間③は 30 万 9,000 円、申立期間④は 28 万 5,000 円、申立期間⑤は 29 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑤までに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 39 万円、申立期間②は 34 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

A 社から申立期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間①に係る「2003 年夏季賞与明細書」から判断すると、申立人は申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、39 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A 社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」（以下「冬支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間②に係る「2003 年冬季賞与明細書」から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 34 万 1,600 円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から

控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報及び金融機関から提出された申立人の普通預金元帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成 17 年 9 月 9 日に、破産管財人から当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できるところ、当該振込額は、破産管財人から提出された更正配当表（労働債権）の配当額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められ、申立期間②の標準賞与額については、冬支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、34 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 23 万円、申立期間②は 26 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

A社から申立期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間①に係る「2003 年夏季賞与明細書」から判断すると、申立人は申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、23 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」（以下「冬支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間②に係る「2003 年冬季賞与明細書」から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 26 万 8,800 円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から

控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報及び金融機関から提出された申立人の取引明細表によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できるところ、当該振込額は、破産管財人から提出された更正配当表（労働債権）の配当額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められ、申立期間②の標準賞与額については、冬支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8654

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を134万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 10 日

A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間に係る「2003 年夏季賞与明細書」から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、134万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 10 日

A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間に係る「2003 年夏季賞与明細書」から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、60万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 40 万円、申立期間②は 39 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

A 社において、申立期間①及び②に支払われた賞与の記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間①に係る「2003 年夏季賞与明細書」から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、40 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A 社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003(1).12.26. 冬季賞与支給控除一覧」（以下「冬支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間②に係る「2003 年冬季賞与明細書」から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 39 万 9,000 円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、複数の従業員の口座情報及び金融機関から提出された申立人の取引明細表によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から当該賞与の厚生年金保険料を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できるところ、当該振込額は、破産管財人から提出された更正配当表（労働債権）の配当額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められ、申立期間②の標準賞与額については、冬支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、39万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

A社において、申立期間①及び②に支払われた賞与の記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）、複数の従業員が保管する申立期間①に係る「2003 年夏季賞与明細書」及びB税務署から提出されたA社発行の「平成 15 年分給与所得の源泉徴収票」から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②に係る賞与については、A社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」には、当該期間に係る賞与について、同社からの賞与支払対象者の氏名、賞与額及び厚生年金保険料控除額等が記載されているが、申立人に係る記載は確認できない。

また、複数の従業員から提出された源泉徴収票には、平成15年12月分給与及び冬季賞与に係る未払金の合算額及び未払保険料の合算額の記載があるところ、申立人の源泉徴収票に記載されているのは、同年12月分給与に係る未払金及び未払保険料のみであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 8659

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（B事務所）における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったものの、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る失業保険被保険者転出届受理通知書及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社B事務所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B事務所）における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 8660

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日を昭和45年4月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年7月1日まで
昭和45年4月にA社からB社に異動となり、継続して勤務していたにもかかわらず申立期間の厚生年金保険の記録に空白があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社及びB社に継続して勤務し（昭和45年4月22日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和45年7月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、社会保険事務所（当時）の記録によれば、B社の申立期間に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないが、同社は法人事業所であり、同僚の供述から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法が定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

したがって、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての実態がありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間について、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から同年 8 月まで
勤務していた事業所を昭和 56 年 3 月 30 日に退職したため、国民年金の加入手続を A 市 B 区役所で行い、同年 3 月の国民年金保険料をその場で納付し、その後同年 9 月 1 日に就職するまで口座振替又は納付書により保険料を納付した。

申立期間が未納となっているので記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 56 年 4 月頃 A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿（B 区）によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 62 年 5 月 16 日に払い出されていることから、申立人は同年 5 月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人の主張と相違しているほか、当該加入手続時点において、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、加入時に国民年金手帳記号番号の記載されていない年金手帳を受け取り、申立期間のうち昭和 56 年 3 月の国民年金保険料をその場で納付し、以後は口座振替又は納付書で納付したと主張しているが、B 区は、「国民年金の加入手続時に、国民年金手帳記号番号を付番せずに年金手帳の交付及び納付書の発行をすることはない。」と回答していること、及び申立人の当時の預金通帳等は無く、当該保険料を口座振替により納付したことは確認できないことなどから、申立人がその主張どおりの納付を行ったと推認することはできない。

さらに、当委員会においてオンライン等の氏名検索により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申

立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5484

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から50年9月まで
20歳になった昭和49年*月頃にA区役所で国民年金の加入手続きを行い、年金手帳は交付されなかったが、国民年金保険料を、納付書に現金を添えて、同区内のB郵便局で納付していたので、申立期間が未納の記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年*月頃にA区役所で国民年金の加入手続きを行ったが、同区から年金手帳は交付されなかったとしている。

しかしながら、A区は、「申立期間当時、20歳に達したことにより国民年金の加入手続きを行った者には、年金手帳を交付していたと思われる。」としており、申立人の申述を裏付けることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得日によると、昭和52年2月頃にC区で払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、49年5月から同年12月までの国民年金保険料は時効により納付できず、50年1月から同年9月までの保険料は過年度納付により納付することが可能であるが、申立人は、申立期間に係る保険料について、年度を超えて遡って納付したことはないと思うとしており、具体的な納付状況は不明である。

さらに、当委員会においてオンライン等の氏名検索により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5485（埼玉国民年金事案 1080、4730、5077 及び
関東国民年金事案 5172 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、
納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 6 月まで

申立期間について、私は、昭和 55 年 7 月に A 市へ転居するまで、B
市役所や C 銀行などの金融機関で、元夫の分と一緒に自分の国民年金保
険料を納付していた。

申立期間が未納期間となっていることに納得できないので、記録を訂
正してほしい。

なお、今回は、従兄弟が私の国民年金保険料の領収証に関して記憶し
ている内容の文書を新たな資料として提出する。

第3 委員会の判断の理由

1 当初の申立て（申立期間：昭和 51 年 1 月から同年 12 月まで、53 年
4 月から 58 年 3 月まで）については、申立人は、申立期間に係る国民
年金保険料を現年度納付したと主張しているが、申立期間の周辺の期間
について国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立
人の主張には不自然さがうかがえるなどとして、既に年金記録確認埼玉
地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 11 月 13 日付け年
金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てにおいては、当初の申立期間のうち昭和 51 年
1 月から同年 12 月までを申立期間としており、元夫からの供述などが
新たな事情として認められ、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の
決定に基づく平成 23 年 6 月 1 日付け年金記録を訂正する必要がある旨
の通知が行われている。

さらに、3 回目、4 回目及び 5 回目の申立てについては、当初の申立

期間のうち昭和 53 年 4 月から 55 年 6 月までを申立期間としており、申立人は、当該期間について離婚後も元夫と暮らしており、国民年金保険料は自身が元夫の分と一緒に納付していたとしているところ、元夫からも当該期間について申立人と同居していたなどの供述や手紙は得られたものの、申立期間の保険料納付をうかがわせる具体的な情報は得られず、申立人も保険料の納付方法や納付場所等について特定の記憶が無く、その主張も変遷していることなどから、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を認めることはできないとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づく平成 24 年 2 月 22 日付け、25 年 1 月 23 日付け及び年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づく 25 年 7 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、6 回目の申立てに当たって、従兄弟が申立人の国民年金保険料の領収証に関して記憶している内容の文書を新たな資料として提出しているが、その文書からは、申立期間当時の保険料納付をうかがわせる事情を酌み取ることまではできず、委員会の当初からの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、年金記録確認埼玉地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 1 月頃に、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付を受けた。その後、いつ頃、どこから来たかは不明だが、国民年金保険料が支払われていないとのお知らせと納付書が届いたので、申立期間の保険料をまとめて市内の金融機関で納付した。金額がいくらだったかは、はっきり覚えていないが、現金で保険料を納付し、領収書を受け取った覚えがある。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明だが、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとしているが、申立人は、まとめて納付した期間、保険料額及び納付場所等についての記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 57 年 1 月から 59 年 3 月までは時効により国民年金保険料を納付できず、同年 4 月から 60 年 3 月までは遡って保険料を納付することができる期間となるが、前述のとおり、申立人は保険料をまとめて納付した時期の記憶が無いことから、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」が「昭和 57 年 1 月 30 日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「初めて被保険者になった日」は加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して

記載するものであることから、加入手続日を特定するものではない上、申立人のオンライン記録によると、61年5月21日に57年1月30日まで遡って国民年金の被保険者の資格取得が行われていることが確認できることから、当該処理日までは、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

このほか、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私は大学4年生であった平成5年4月下旬に、A市役所で申立期間の保険料の前納を申出し、市役所職員がその場で作成した納付書を使い、市役所内の銀行派出所で前納保険料を納付した。その後、6年3月には厚生年金保険に加入したため、同年同月の保険料は還付になるはずである。

申立期間のうち、平成5年4月から6年2月までの期間が申請免除期間とされているが、免除の手続を行った記憶は無い。当該期間が前納による納付済期間とされておらず申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、免除申請の手続を行った記憶及び国民年金保険料免除承認通知書を受け取った記憶は無いと説明しているが、オンライン記録では申立期間のうち平成5年4月から6年2月までは申請免除期間となっている上、A市が保管している同年10月11日付けの「平成5年度国民年金保険料納付状況調べ」においても当該期間は申請免除期間となっていることが確認でき、当該免除記録に不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間終期の平成6年3月28日付け厚生年金保険の加入に係る国民年金の資格喪失については同年5月20日に処理されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が前納されていた場合には、申立期間のうち同年3月分の保険料が還付されることとなるが、当該月分に係る還付記録は確認できない。

さらに、申立人は、平成13年5月10日作成の「国民年金追納勧奨状」を

提出し、この勸奨状には、追納対象期間として申立期間以前に免除申請した期間の記載はされていたが、申立期間は記載されていなかったことから、申立期間は国民年金保険料の納付済期間として管理されていると確信したと述べているが、追納勸奨状には保険料納付に関する記録は記載されない上、当時、申請免除期間を有する被保険者に対する追納勸奨は、追納期限直前の9年目及び10年目（当該追納勸奨状作成時点では、平成3年6月から5年3月までの期間）を対象に行われていたことから、8年目となる申立期間については勸奨対象期間とはされておらず、この勸奨状からは申立期間の保険料を納付したことを推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（群馬）国民年金 事案 5488

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年12月まで

私は、結婚してしばらくした昭和49年4月頃に、町内のA市役所嘱託委員に勧められ国民年金に加入した。当初の2、3回は集金にきたその嘱託委員に国民年金保険料を渡し、その後は納付書で金融機関に保険料を納付していた。私が国民年金に加入したのは、51年1月からとされているが、その月は付加保険料を納付し始めた月であり、申立期間の保険料は通常の保険料を納付していた。

申立期間が国民年金の未加入期間で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和49年4月頃に町内のA市役所嘱託委員に勧められて国民年金に加入したと説明しているところ、同市国民年金委員設置規則によれば、当時、同市では国民年金委員が設置されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立人が昭和51年1月1日付けで国民年金に任意加入したことが記載されており、申立期間に係る記載は無く、オンライン記録においても同日以前は国民年金の未加入期間であることから、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は昭和51年1月の付加保険料の申出については市役所本庁舎で行った記憶はあるが、それ以前に市役所に国民年金の加入手続に行った記憶が無く、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶も無いなど、申立人に当該年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号と

は別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の領収証書については所得税の年末調整のため夫の会社に提出したと述べており、夫の昭和 50 年度及び 51 年度の市県民税特別徴収納税者通知書及び昭和 49 年 1 月分から 50 年 12 月分の給与明細書を提出しているものの、当該納税者通知書における社会保険料の金額と、それに対応する給与明細書における厚生年金保険料、健康保険料、失業保険料及び申立人が説明する夫の賞与等の明細書に記載されている失業保険料の合計額は一致していることから、当該納税者通知書における社会保険料の金額には、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は含まれていないと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5489

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月から43年12月まで

私の国民年金の加入手続を行った時期や詳細は不明であるが、父がA村役場（現在は、B市役所）で行い、国民年金保険料は集落の納税組合が、集金に来ていた記憶があるので、父が納税組合を通して納付していたと思う。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期や詳細は不明であるが、その父がA村役場で行い、国民年金保険料は、集落の納税組合が集金に来ていた記憶があるので、その父が納税組合を通して納付していたと申述しているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人のA村で払い出された国民年金手帳記号番号*は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和46年6月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人に係るA村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年5月8日に国民年金被保険者資格を取得していることから、当該手帳記号番号において、申立期間は当初国民年金の未加入期間であったと推認され、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人には前述の国民年金手帳記号番号のほかに、昭和44年3月頃に、国民年金手帳記号番号*がC区で払い出され、申立期間当初の36年11月に遡って国民年金被保険者資格を取得していたことが確認でき

るが、当該手帳記号番号において、国民年金保険料が納付された形跡は無く、当該手帳記号番号に係る申立人の国民年金被保険者台帳では、前述のA村で払い出された手帳記号番号との重複のため整理統合され、当該手帳記号番号は取り消されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5490

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 34 年頃から住み込みでA職の仕事をしていた。私の国民年金は、当時働いていた先の親方が、35 年頃に加入手続を行い、国民年金保険料は、私がB区役所の集金人に3か月ごとに300円を渡し、領収書をもっていた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年頃に当時働いていた先の親方が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人が、B区役所の集金人に3か月ごとに300円を渡し、領収書をもっていたと申述しているが、国民年金の加入手続を行ったとするその親方は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与していない上、保険料納付に関する記憶も明確でないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 40 年 8 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、36 年 4 月から 38 年 6 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年 7 月から 40 年 3 月までの期間は、過年度納付が可能な期間であるが、上記のとおり納付状況が不明である上、過年度保険料はB区役所の集金人に納付することはできなかったと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私たち夫婦は、老後の生活のことを考えて、国民年金制度発足時に夫が国民年金の加入手続を行った。申立期間当時は、自営でA業を営んでおり、国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を一緒にB市役所で納付していた。資金繰りの都合で保険料の納付は不定期であったが、未納は無いように納付していたはずである。

申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、その夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒にB市役所で納付していたと申述しているが、その夫は亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和35年12月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるが、前述のとおり、保険料納付状況が不明である上、申立人夫婦に係る国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿でも申立期間はそれぞれ未納となっているなど、申立期間の保険料が納付されていた状況はうかがえない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間は72か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5492

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私たち夫婦は、老後の生活のことを考えて、国民年金制度発足時に夫が国民年金の加入手続を行った。申立期間当時は、自営でA業を営んでおり、国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を一緒にB市役所で納付していた。資金繰りの都合で保険料の納付は不定期であったが、未納は無いように納付していたはずである。

申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒にB市役所で納付していたと申述しているが、申立人は亡くなっており、妻は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和35年12月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるが、前述のとおり、保険料納付状況が不明である上、申立人夫婦に係る国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿でも申立期間はそれぞれ未納となっているなど、申立期間の保険料が納付されていた状況はうかがえない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、

申立期間は72か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から44年5月まで

私は、20歳になった昭和40年*月頃、A区にあったB店に住み込みで働いていたが、その店の主人が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を私の給与から天引きして納付していた。

申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和40年*月頃に、当時住み込みで働いていたB店の主人が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の給与から天引きして納付していたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその店の主人は亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成元年 12 月まで
私は、平成 5 年頃に A 公民館（現在は、B 公民館）で国民年金の加入
手続を行った。
申立期間の国民年金保険料も、再就職した平成 5 年 9 月以降に A 公民
館で年金相談をやっていたため、納付した金額は覚えていないが、その
場で現金でまとめて納付したはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 5 年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年
金保険料も、再就職した同年 9 月以降に A 公民館でまとめて納付したと主
張しているが、国民年金の加入手続や保険料の納付額等に関する記憶が明
確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者
の資格取得時期から、平成 3 年 6 月頃に払い出されたと推認されるものの、
申立人は上記のとおり、申立期間の国民年金保険料は、再就職した 5 年 9
月以降に納付したはずであると申述しており、その時点では、申立期間は
時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、
申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、
申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計
簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年10月まで

私の国民年金保険料については、結婚後の平成4年6月以降にA社会保険事務所（当時）から、結婚前の未納期間の納付書が届いたため、同年6月から同年8月頃に金額は曖昧だが、15万円から20万円くらいを同社会保険事務所に納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の平成4年6月以降にA社会保険事務所から結婚前の未納期間の納付書が届いたため、同年6月から同年8月頃に、15万円から20万円くらいを同社会保険事務所に納付したはずであると申述しているが、申立人は国民年金の加入手続時期や保険料納付期間等に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成4年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、2年4月から同年8月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年9月から3年10月までの期間は、過年度納付をすることが可能な期間ではあるが、上記のとおり納付状況が不明である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（長野）国民年金 事案 5496

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から53年3月まで

私が20歳になった昭和46年*月頃、母が私の国民年金の加入手続きを行い、母と同居していた平成元年頃までは、母が私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、昭和46年*月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行い、平成元年頃まで申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると申述しているが、その母は、高齢であるため事情を聴取することができず、申立人自身は加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち46年1月から51年3月までは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、同年4月から53年3月までは、過年度納付できる期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明であるほか、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は87か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和32年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和57年6月から59年6月まで

私は昭和57年6月にA業を退職後、B地区にある会社に入社し、その後、妻と一緒にC区に住むようになった。会社が厚生年金保険に加入していなかったため、妻が、C区D出張所で私の国民年金の加入手続きを行い私の申立期間に係る国民年金保険料を納付している。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、C区D出張所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているところ、妻は、「夫の国民年金の加入手続き時期は、一緒に暮らすようになってすぐなので、昭和60年4月頃だと思う。」と申述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年9月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録には、申立人が57年6月28日に国民年金の被保険者資格を取得したとする処理が61年9月25日に行われたと記録されていることから、この時期に申立人の国民年金の加入手続きが行われたと考えられ、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（群馬）国民年金 事案 5498

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

国民年金保険料の納付書が来るたびに、自分たちの先のことを考えて、夫と共に付加保険料の納付を続けてきたが、申立期間の1か月だけ付加保険料が未納となっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失後、付加保険料の納付の申出を平成元年3月28日に行っていることが確認でき、申立期間に係る付加保険料を含む国民年金保険料は同年5月1日までに納付することが可能であったところ、同年6月6日に過年度納付書が作成されており、申立期間に係る定額保険料は、同年7月3日に過年度納付されていることから、申立人は申立期間に係る付加保険料を含む国民年金保険料を納期限までに納付しなかったため、申立期間に係る定額保険料の過年度納付書が申立人に交付され、過年度納付書には付加保険料が含まれないことから、申立人は申立期間に係る付加保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8626

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 3 日から平成元年 9 月 1 日まで
A社の勤務期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、同社からの給与入金額の約半額になっているので、標準報酬月額の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB信用金庫の普通預金元帳に記載された給与入金額は、申立期間の一部を除く期間において、各月の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、申立人、A社、C税務署及びD市役所は、申立期間に係る関連資料（源泉徴収票等）を保管していないと回答していることから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額は不明である。

なお、A社の社会保険事務担当者は、「E職には、賞与を分割して毎月の給与と一緒に支給していた。社会保険事務所（当時）には、給与部分と賞与部分の支給額を分けて申告し、毎月の給与からは給与部分の支給額に見合う厚生年金保険料を控除していた。」と陳述している上、申立人と同様にE職として勤務していた複数の同僚は、申立期間当時に賞与の支給は無く、給与は毎月 30 万円前後支給されていたと回答しているが、オンライン記録によると、申立期間に係る当該同僚の標準報酬月額は 15 万円又は 16 万円であり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8628

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から5年11月16日まで

A社に勤務した期間のうち、平成2年10月1日から5年11月16日までの期間について、国（厚生労働省）の記録では標準報酬月額が30万円となっているが、平成3年分の源泉徴収票に記載された給与等の額を12で割ると約36万円になるので、申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年分の源泉徴収票に記載された給与等の額（433万3,500円）を12で割ると約36万円となるので、申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正してほしいとしている。

しかしながら、申立人は、平成3年当時、給与のほかに夏季及び冬季賞与として合計70万円が支給されたとしており、上記の源泉徴収票に記載された給与等の額から70万円を控除した額（363万3,500円）を12で割ると30万279円（標準報酬月額30万円相当）となることから、申立期間に係る標準報酬月額が30万円であることに不自然さは見当たらない。

また、上記の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、標準報酬月額30万円に基づき試算した社会保険料等の金額とほぼ一致している。

さらに、A社は、資料が保管されていないので、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額は不明である旨を回答している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
自分は昭和 33 年 11 月から 37 年 3 月まで A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続して A 社に勤務していたとしているが、事業主は資料を保管していないため申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除状況は不明と回答している上、申立期間に同社で厚生年金保険の被保険者となっている元同僚 12 人に照会し 7 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態等に関する陳述は得られなかった。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、健康保険被保険者証の番号*で昭和 33 年 11 月 1 日に資格取得、35 年 4 月 1 日に資格喪失した後、健康保険被保険者証の番号*で同年 5 月 31 日に資格取得、37 年 4 月 1 日に資格喪失しており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、上記の名簿には、記録訂正等の不自然な処理も見当たらない。
このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
② 平成 7 年 8 月 1 日から 9 年 9 月 2 日まで

申立期間①は、A社での当時の給与額は 32 万円であり、給与額に見合った厚生年金保険料を控除されていた。また、申立期間②は、B社での給与額は 33 万円であり、給与額に見合った厚生年金保険料を控除されていたので、それぞれの申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、当時の給与支給額よりも低額な記録となっていると申し立てている。

しかしながら、A社は、平成 13 年 11 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からは回答を得られないことから、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立期間①当時に被保険者記録のある同僚 7 人に照会したが、回答を得られないため、申立人の申立期間①における給与額及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、事業所の当時の顧問社会保険労務士に照会したが、社会保険関係資料は保管していないと回答している。

加えて、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険のオンライン記録に、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

2 申立期間②について、申立人は、B社の当該期間に係る標準報酬月額

の記録は、当時の給与支給額よりも低額な記録となっていると申し立てている。

しかしながら、B社の当時の事業主は、事業所が倒産したため関係資料は保管しておらず、詳細は不明であると供述している。

また、申立期間②当時に被保険者記録のある同僚7人に照会し、回答のあった二人からは、申立人の申立期間②における給与額及び保険料の控除について供述が得られない。

さらに、B社の当時の顧問社会保険労務士は既に死亡している上、同社の破産手続を行った弁護士は、事業所に関わる資料は保管していないと供述している。

加えて、B社における申立人に係る申立期間②の雇用保険の資格取得時賃金月額が20万円であることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額と合致している。

また、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険のオンライン記録に、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8633

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 16 日から 42 年 7 月まで
A省B事務所（現在は、C法人）に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A省B事務所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと述べている。

しかしながら、C法人では、申立人の人事記録により、申立人は、昭和 36 年 5 月 16 日付けでA省B事務所D部E課に国家公務員として採用になり、37 年 3 月 1 日付けでF事務所D部G分室に配置換え、42 年 7 月 1 日付けで同分室を辞職していると回答している。

また、H省共済組合本部では、申立人について、昭和 36 年 5 月 16 日A省採用、42 年 7 月 1 日退職となっており、A省共済組合加入期間は 36 年 5 月 16 日から 42 年 7 月 1 日までであり、退職一時金を全額受給していると回答している。

さらに、国家公務員共済組合連合会では、申立人について、昭和 36 年 5 月 16 日から 42 年 7 月 1 日までの間は、国家公務員共済組合加入期間であったが、組合員期間に係る退職一時金を全額受給しているため、当該組合員期間は共済年金支給の対象にならないと回答しており、退職一時金請求書も保管されている。

加えて、申立人は、申立期間について、国家公務員の身分であったと供述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金

保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8634

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月まで

申立期間にA社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと述べているが、事業主の回答を得ることはできない上、同僚から申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

また、適用事業所名簿によりA社は、昭和 37 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同日よりも前に同社で厚生年金保険の被保険者となった者は確認できない。

さらに、上記のとおり、A社は昭和 37 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人が記憶する者の中で氏名が確認できない者がいる上、同名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8638

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日まで
申立期間にA県のB部C課D係で臨時職員として勤務していたにもかかわらず、厚生労働省の記録によると、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間にA県B部C課で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A県B部C課は、申立人に係る雇用関係等の資料について保管していないと回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録における事業所名称と一致するA県B部C課に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる最後の被保険者は昭和 54 年 6 月 1 日に資格を喪失しており、同日以降、当該事業所における被保険者は見当たらない。

さらに、申立人は、自身と同じ条件で働いていた同僚一人を記憶しているが、上記の被保険者原票によれば、当該同僚は見当たらない上、申立人は、当該同僚から申立事業所では厚生年金保険に加入していなかった旨の話を聞いたとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8642

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 6 日から同年 6 月 7 日まで

私は、昭和 47 年 3 月 20 日に A 社（申立期間当時は、B 社）に入社し、途中、社名変更はあったものの、48 年 8 月 6 日まで同社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。

この間、同社において厚生年金保険料を控除されていた資料は無いが、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に B 社と一緒に勤務していたとする複数の同僚の同社及び同社の関連会社であった C 社に係る厚生年金保険の被保険者記録並びに当該同僚のうち一人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が B 社又は C 社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録では、昭和 48 年 5 月 6 日に C 社において被保険者資格を喪失し、同年 6 月 7 日に同じく B 社の関連会社と考えられる D 社において当該資格を取得しているところ、C 社は、既に解散しており、当時の事業主は、「当時の資料が無く、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等については全て不明である。」と述べているとともに、D 社についても、平成 5 年 11 月 30 日に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人と同様に昭和 48 年 5 月 6 日に C 社において被保険者資格を喪失後、B 社の関連事業所で被保険者資格を取得している複数の同僚に

については、申立期間に係る被保険者記録が無い上、当該複数の同僚は、当該期間における厚生年金保険料控除について「分からない。」と述べている。

さらに、申立人のC社に係る雇用保険の被保険者記録は昭和48年5月5日までとなっており、当該記録は申立人の同社に係るオンライン記録と符合している上、申立期間における雇用保険の記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 10 月 1 日から 21 年 7 月 1 日まで
申立期間は、A 県 B 市にあった C 社（現在は、D 社）に勤務していたが、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、C 社に在籍中に陸軍に召集され、終戦後、同社に復職したが、当該応召期間については、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 において厚生年金保険の被保険者期間とされていることから、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

D 社から提出された社員台帳により、申立人は、昭和 18 年 10 月 1 日から 21 年 3 月 2 日までの期間、C 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D 社では、「申立人は申立期間に E 共済年金に加入しており、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と述べている。

また、申立期間当時の E 共済組合の給付規則第三条によれば、C 社の従業員全員が当該組合に加入することとされていることから、申立人は同社において当該共済組合員であったと認められるところ、当該共済組合は労働者年金保険（後に、厚生年金保険）制度開始以前から独自に年金事業を行っており、昭和 17 年 6 月の労働者年金保険法施行の際、同法に定める保険給付に相当する給付を行う組合として同法の適用を除外され、当該適用除外の期間は同法が昭和 19 年 10 月に厚生年金保険に移行した後の 23 年 8 月まで継続していることから、申立人は、申立期間において当該共済組合の組合員であったと考えられる。

さらに、上記の取扱いは、昭和 23 年 8 月の厚生年金保険法の改正により廃止されているところ、その時点でC社に勤務していた者について、遡って厚生年金保険の被保険者とする取扱い（労働者年金保険法の対象者であった男子労働者については 17 年 6 月から、厚生年金保険法の対象者となった事務系の勤務者については 19 年 10 月から）がなされているが、申立人は、当該遡及適用が行われた 23 年 8 月には既に同社を退職していたため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者とする取扱いはなされなかったと考えられる。

加えて、申立人は申立期間内において、陸軍へ応召したが、当該応召期間は旧厚生年金保険法第 59 条の 2 において、厚生年金保険の被保険者期間とされていると述べているが、当該規定は厚生年金保険の被保険者であることが前提となっており、前述のとおり申立人は応召時において厚生年金保険の被保険者でなかったと考えられることから、F 県の保管する陸軍兵籍簿において確認できる昭和 18 年 11 月 1 日から 20 年 8 月 29 日までの応召期間について、当該規定は適用されないものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間は、A事業所又はB事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。
厚生年金保険料が控除されていた資料等はないが、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していた事業所名について明確な記憶が無く、事業所の所在地もC区又はD区としか覚えていないとしており、オンライン記録では、当該地域において申立事業所と同名の事業所を確認することができない。

また、上記区域内で申立事業所と事業所名の一部が一致するE社、F社及びG社の3社が確認できるものの、それぞれの事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和53年11月1日、52年1月1日及び49年3月4日であり、いずれも申立期間より後である上、それぞれの事業所が適用事業所となった当時の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において申立人の氏名を確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間において勤務していた事業所を特定できないことから、事業主及び同僚に対する照会を行うことができず、厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月
年金事務所からの通知により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間の賞与については申立人に支給していないと回答しており、同社から提出された申立人に係る平成 15 年の「個人別賃金台帳」及びC健康保険組合から提出された申立人の「適用台帳」における賞与記録によると、申立期間の賞与が申立人に支給されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8648

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月
年金事務所からの通知により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間の賞与については申立人に支給していないと回答しており、同社から提出された申立人に係る平成 15 年の「個人別賃金台帳」及びC健康保険組合から提出された申立人の「適用台帳」における賞与記録によると、申立期間の賞与が申立人に支給されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8649

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月
年金事務所からの通知により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間の賞与については申立人に支給していないと回答しており、同社から提出された申立人に係る平成 19 年の「個人別賃金台帳」及びC健康保険組合から提出された申立人の「適用台帳」における賞与記録によると、申立期間の賞与が申立人に支給されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8650

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月
年金事務所からの通知により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間の賞与については申立人に支給していないと回答しており、同社から提出された申立人に係る平成 15 年の「個人別賃金台帳」及びC健康保険組合から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、申立期間の賞与が申立人に支給されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8656

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 10 日
A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」には、申立期間に係る賞与について、同社からの賞与の支払対象者の氏名、賞与額及び厚生年金保険料控除額等が記載されているが、申立人に係る記載は確認できない。

また、B税務署から提出されたA社発行の「平成 15 年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料控除額は、オンライン記録で確認できる各月の標準報酬月額を基に算出した同年の社会保険料額より下回っていることから、申立人の夏季賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月 頃 から 同 年 5 月 1 日 まで
② 昭和 51 年 3 月 19 日 から 同 年 4 月 1 日 まで
③ 昭和 51 年 8 月 31 日 から 同 年 9 月 1 日 まで

私は、高校の卒業式を終えてすぐにA事業所で昭和 48 年 3 月中に勤務を始めたが、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、厚生労働省の記録では、A事業所の資格喪失日は昭和 51 年 3 月 19 日とのことだが、B事業所（現在は、C事業所）の資格取得日である同年 4 月 1 日の前日まで在籍していたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、厚生労働省の記録では、B事業所の資格喪失日は昭和 51 年 8 月 31 日とのことだが、同年 8 月 31 日まで在籍していたので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C事業所から提出された申立人の履歴書及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は、厚生年金保険料の控除について、当時の資料を保管していないため不明と回答しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、雇用保険の記録により、申立人は、雇用保険の被保険者資格取

得日である昭和 48 年 5 月 1 日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の当該資格取得日の前後に被保険者資格を取得している同僚 6 人の当該取得日も雇用保険の被保険者資格取得日と同日であることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについては不明と回答しており、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、A 事業所は、厚生年金保険料の控除について、当時の資料を保管していないため不明と回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、雇用保険の記録により、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和 51 年 3 月 19 日より前の同年 3 月 15 日に離職していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについては不明と回答しており、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、C 事業所から提出された申立人の履歴書の「学歴・職歴など」の欄の余白に、「51.8.30 願いにより退職」と記載されているところ、同事業所は、「これは、当時の事務担当者が昭和 51 年 8 月 30 日を退職日として記載したものであり、他の従業員の履歴書にも同じような記載が散見されることから、申立人は、当該日に退職したと考えられ、当該退職日に基づいて、申立人の厚生年金保険の資格喪失届を提出していると思う。」としている。

また、C 事業所は、厚生年金保険料の控除について、当時の資料を保管していないため不明と回答しており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、雇用保険の記録により、申立人は、昭和 51 年 8 月 30 日に C 事業所を離職したことが確認でき、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格喪失日である同年 8 月 31 日の前日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについては不明と回答しており、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8662（関東厚生年金事案 8396 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に住み込みで入社した昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 5 月 1 日までの間、厚生年金保険の記録が無いので、第三者委員会に申し立てたが、あっせんできない旨の通知があった。

今回、申立期間を昭和 34 年 5 月 1 日からとしたが、これについては、厚生年金保険の被保険者として紙台帳（健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。））に、取得年月日が昭和 34 年 5 月 1 日と記載されており、日本年金機構の相談担当者から「被保険者名簿の記録が基本である。」という説明を受け、また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票（以下「払出票」という。）の枠外に「34.8」とあり、「昭和 34 年 8 月」に事務処理を行っていると考えられることから、被保険者名簿に基づいた正しい判断をして、厚生年金保険の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいては、期間の特定はできないが、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことはいかかえもの、申立期間当時、同事業所で被保険者資格を取得している複数の同僚が申立人と同様、入社後 15 か月ないしおおむね 2 年の試用期間を経て被保険者資格を取得している上、事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由として、当委員会の決定に基づき平成 26 年 4 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行わ

れている。

今回、申立人は、日本年金機構の相談担当者から「被保険者名簿が基本である。」という説明を受け、記録の修正は保険料を徴収できる2年を超えているので、第三者委員会の決定がないと修正できないと言われ申立てを行ったにもかかわらず、あつせんできない決定には疑問があると主張している。そして、新たな証拠として資格取得年月日が「昭和34年5月1日」と記載されている被保険者名簿を提出し、これを根拠として申立期間を昭和34年5月1日から35年5月1日までの期間に変更し、再度の申立てを行っている。

しかしながら、当該被保険者名簿は、既に前回の審議において使用した資料であり、当該被保険者名簿によると、取得年月日について「昭和34年5月1日」と記載されていることが確認できるが、「標準報酬等並に適用年月日」欄に昭和34年度の定時決定の記載がなく、35年度の定時決定の記録が確認できること、被保険者名簿及び払出票の被保険者の加入が時系列順になっていること等から取得年月日を「昭和35年5月1日」と考える方が自然と認められる。

また、申立人が主張している払出票の枠外の「34.8」の印字については、日本年金機構は、払出票の用紙を印刷した月と思われる旨回答している。

このほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。